

別添11:リスク分担表(案)

宮崎市憶地区交流センター整備運営事業  
リスク分担表  
(案)

宮崎市

令和6年10月7日

## リスク分担表(案)

本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、「設計施工一括契約書(案)」「指定管理協定書(案)」で明らかにする。なお、本リスク分担表と異なる場合は、「設計施工一括契約書(案)」「指定管理協定書(案)」の規定を優先する。

(共通)

○主分担 △従分担

	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				市	事業者	
共通	募集要項等リスク	1	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの	○		
	応募リスク	2	応募費用に関するもの		○	
	資金調達リスク	3	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
	契約リスク	4	優先交渉権者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合 ※1	○	○	
	制度関連	政治・行政リスク	5	市の事業実施に必要な資金手当に関するもの	○	
			6	本事業に直接的影響を及ぼす市に係わる政策の変更	○	
		法制度リスク	7	本事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
			8	上記以外の法令等の新設・変更		○
		許認可リスク	9	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			10	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
			11	消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○	
		税制度リスク	12	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの		○
			13	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	○
	14		事業者が行う業務に起因する調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○	
	社会	第三者賠償リスク	15	市の責めによる損害の場合	○	
			16	事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		住民対応リスク	17	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの	○	
			18	上記以外のもの(調査、工事、維持管理運営)に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題リスク	19	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		○	
	債務不履行	市側起因の場合	20	市の指示、債務不履行によるもの	○	
		事業者側起因の場合	21	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○
			22	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	埋蔵文化財リスク	23	埋蔵文化財が発見され、事業遅延となった場合	○		
		24	埋蔵文化財が発見され、事業中止となった場合	○		
	物価変動リスク	25	建設期間中のインフレ・デフレ(スライド条項等約定された部分を除く) ※インフレの場合は事業者、デフレの場合は市のリスク	○	○	
	金利リスク	26	金利の変動(建設期間中)		○	

不可抗力	27	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、かつ計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの※2	○	△
------	----	---	---	---

※1 契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した市及び事業者の費用等は市及び事業者各々の負担とする。ただし、事業者の構成企業が参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合には、市及び事業者の費用は、事業者の負担とする。

※2 不可抗力事由により発生する追加費用その他損害に係る市及び事業者グループの負担については、設計施工一括契約書(案)において提示する。

(計画・設計段階・建設段階)

○主分担 △従分担

	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
計画設計段階	発注者責任リスク	28	事業者の指示・判断の不備、変更による工事請負契約の変更		○
		29	市の指示の不備、変更による工事請負内容の変更	○	
	測量・調査・設計リスク	30	市が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
		31	事業者が実施した測量・調査・設計によるもの		○
	設計変更リスク	32	地質障害・地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
		33	市の事業者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
	34	事業者の施工者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの		○	
落札リスク	35	落札時の応募コストの負担		○	
設計・建設段階	用地リスク	36	建設に要する仮設、資材置き場の確保に関するもの		○
		37	計画地の土壌汚染に関するもの	○	
		38	地中障害物等に関するもの(予測できないもの)	○	
		39	埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合(軽微)		○
		40	埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合(重要な遺跡の発見)	○	○
		41	建設予定地の確保に関するもの	○	
	設計変更リスク	42	市の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		43	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	44	事業者に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		○
		45	市側に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
	建設コストリスク	46	市側の指示による工事費の増大	○	
		47	上記以外(不可抗力による場合は除く)の工事費の増大		○
	工事監理リスク	48	工事監理に関するもの	○	
	要求性能不適合リスク	49	要求水準不適合(施工不良を含む)		○
施設損傷リスク	50	使用前の工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
設備機器等納品遅延リ	51	設備機器等の納品遅延に関するもの		○	

	スク				
	物価変動リスク	52	建設期間中のインフレ・デフレ ※2	○	○
	契約不適合リスク	53	契約不適合期間に発見された契約不適合内容		○

※2 別添7:業務対価の支払方法に従うものとする。

(維持管理運営段階)

○主分担 △従分担

	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	54	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
	計画変更リスク	55	用途の変更等、市側の責による事業内容の変更	○	
	維持管理コストリスク	56	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		57	上記以外(法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く)の要因による維持管理費の増大		○
	施設損傷リスク	58	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		59	事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		60	事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	要求水準不適合リスク	61	要求水準不適合		○
	セキュリティリスク	62	事業者の維持管理業務等の不備による情報漏洩、事故発生等		○
		63	市の不備による情報漏洩、事故発生等	○	
	物価変動リスク	64	維持管理・運営期間中のインフレ・デフレ ※3	○	○
	備品管理リスク	65	事業者の故意又は過失による備品等の破損・紛失・盗難		○
		66	上記以外のもの	○	
	備品管理リスク	67	事業者の維持管理・運営に関する事業期間中に必要となる備品の更新		○
		68	上記以外のもの	○	
	修繕リスク※4	69	大規模な修繕(事業者に責めがある場合は除く)	○	
70		小規模な修繕(10万円以下)		○	
指定管理の指定リスク	71	事由に関わらず指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○	
使用料等の管理リスク	72	利用者等から徴収した施設利用料等の金銭の盗難・紛失		○	
自主事業リスク	73	事業者の独立採算で実施する事業		○	
終了時	施設の性能リスク	74	事業終了時の維持管理業務の引継ぎ(募集要項等に示す良好な状態であること)		○
	終了手続きリスク	75	事業終了時の手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○

※3 別添7:業務対価の支払方法に従うものとする。

※4 大規模修繕に該当するかは、建築物修繕措置判定手法(建設大臣官房長官官繕部監修)を参考として市と協議するものとする。